

第5回 藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会 議事録

- 日時：令和7年5月15日（木）午後2時00分～午後3時30分
- 場所：藤枝市役所 西館3階 303会議室
- 委員出席者：
永井委員、長野委員、金子委員、堂囿委員長、山崎副委員長、梅原委員、塚本委員、山内委員、西尾委員、亀澤委員、嵐口委員、廣住委員、内村委員、夏賀委員

1. 開会

2. 会議の公開について報告

3. 健康福祉部長あいさつ

昨年度から、藤枝市認知症施策推進計画（案）の策定に向けて、委員会を開催し、委員の皆様には、委員会の準備会やワークショップなど、様々な場面でご協力いただき、感謝申し上げます。誰もが自分らしく暮らすことができる活力ある共生社会の実現を目指すため、今年度は計画の完成を目指し、委員の皆様からご意見を頂きたいと考えています。本日も活発なご発言をお願いします。

4. 条例、規則の説明

「藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会」について、説明させていただく。藤枝市は、共生社会の実現を目指し、全ての認知症の人が基本的人権を享有する個人として自分らしく暮らし続けることや、世代や立場を超えて、全ての市民が暮らしやすいまちを共創することを基本理念とした藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり条例を施行し、市の責務、認知症の人を含む市民の役割、事業者、関係機関の役割を定めている。それぞれが『新しい認知症観』を理解し、すべての市民が暮らしやすいまちづくりを共創により推進するため必要な調整・審議を行う委員会の設置を定めている。委員会規則では委員の任期は2年となり、昨年度の引き続きで令和8年3月末までとなっているためよろしくをお願いしたい。今年度新たに委員となった方もいるため、自己紹介をお願いしたい。

5. 自己紹介

名簿の順に自己紹介

6. 委員長・副委員長の互選

課長：委員会規則の第4条第2項に基づき、委員長は委員の互選により選出することとなっている。推薦等はあるか。

副委員長：堂囿委員に委員長をお願いできたらと思うが、いかがか。

事務局：皆様いかがか。それでは堂囿委員をお願いします。それでは、規則第4条第3項に基づき、副委員

長の推薦に移る。

委員長：在宅医療サポートセンター長である、山崎委員にお願いできるか。

副委員長：昨年に引き続き、よろしくお願いします。

課長：本日委員 14 名が出席しており、藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会規則第 5 条第 2 項の規定により、半数以上の出席を得ているため、会議の開催が成立したことを報告する。

7. 議事

(1) 藤枝市認知症施策推進計画（案）のスケジュールについて

委員長：議事（1）について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料 1 に、令和 6 年度までの委員会の経過と令和 7 年度の予定を記載した。昨年度は、7 月に委員会準備会を行い、8 月から委員会が立ち上がった。4 回の委員会と 1 回の部会を開催し、9 月にはオレンジランプの上映会と、本人発信動画を作成し、条例の普及啓発も行った。広く市民の意見を計画に反映させるため、ワークショップ 2 回を開催し、計画に取り入れた。3 月の委員会では、基本方針までの検討を進めてきた。

藤枝市認知症施策推進計画（案）は、令和 7 年 10 月末を完成予定としている。

今年度は 5 月と 6 月の委員会で、骨子を完成させ、市民パブコメを 8 月中旬以降に行う予定である。パブコメの結果をもって、9 月の委員会を開催予定。11/23～11/30 に、北海道希望大使の松本健太郎氏が、藤枝市へ帰省する予定であり、その際に条例や計画の普及啓発も予定している。1～3 月に、計画の進め方について検討するための委員会または部会を開催したいと考えている。

委員長：委員の皆様から確認したいことはあるか。無いようであれば、次の議題へ移る。（2）藤枝市認知症施策推進計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局：議事（2）藤枝市認知症施策推進計画（案）の説明をする前に、昨年度皆様に協力いただき開催したワークショップの件で、共有させていただく。先日、社会福祉協議会主催の福祉教育の実践校連絡会があり、大洲中学校での福祉教育に関する取り組みの報告があった。生徒が自ら課題をみつけ解決する力を育むための学習として、総合的な学習の時間があり、大洲中学校では、一部の生徒が SDG s について学ぶことを目的に、塚本興業に訪問をした。SDG s についての学びの中で、塚本興業が認知症の人と一緒に農作業を行っていることを伝えてくれ、永井委員をはじめとする認知症の人と中学生がともに農作業を行う機会があった。そこに参加していた中学 2 年生が、第 1 回目のワークショップに自主的に参加し、参加後に感想文を学校に提出してくれた。実践校連絡会の際に先生が感想文を報告してくれたため、皆様にも共有させていただく。

『突然ですが、認知症と聞いて皆さんはどのような印象を持ちますか？夢や希望を失ってしまうというマイナスなイメージを持っている人が多いと思います。私もこの講習会に行くまではマイナスなイメージを持っていました。実際に認知症の人の話を聞き、認知症に対してのイメージが私の中で変化しました。認知症の人は生活する中で様々な工夫をしていました。例えば、買い物に行き、支払いをする際にお財布の中身を見せて店員さんにお金を取ってもらうという工夫をしています。そのため、「助けて」「ごめんね」「ありがとう」などの言葉をたく

さん発する場が増えたようです。周りの人がとても親切にしてくださるためとても嬉しいと言っていました。しかし、自分でできることは自分でやるようにしたいので、先回りしてやるのではなく、本当に困ったときに助けてほしいと言っていました。また、認知症は辞書で調べても人生の終わりのような意味が書いてあることが多いですが、「認知症は不便ではあるが不幸ではない」という言葉があるように、不幸ではないためそのような感じには思わないでほしいと言っていました。自分一人だけの力では難しいこともあるので、長時間かかってしまうこともあります。周りの人に支えてもらいながら生きていることを知りました。認知症の人の前向きな姿を見て私はとても感銘を受けました。グループワークを行った際、私たちにできることや私たちのまちについて考え、意見交流をしました。自分以外の人の意見をきくことができ、障害について興味が高まりました。これからも福祉に目を向けていきたいと強く思いました。』

以上が学生の感想となる。学生の感想から、若い世代の力や塚本委員が繋いでくれたこと等、世代や立場を超えて考えていくことが大切であると改めて感じた。

続いて、資料2を基に、藤枝市認知症施策推進計画（案）について説明する。令和7年3月に開催した第4回の委員会では、主に第1章『計画策定にあたって』と第2章『計画の基本的な考え方』の特に施策の体系図の取組方針について、意見をいただき、事務局で修正した。修正箇所は、主にP.6の取組方針2、取組方針4である。前回取組方針2は『つながりと支え合いを大切にそれぞれの暮らしを尊重し合う』としていたが、基本理念に『個性と能力を十分に発揮する』とあることや、「一人一人が力を活かし、元気で暮らし続けるうえでの支え合いが大切である」という意見を基に『健康づくりや地域・仲間とのつながりを育む』に修正した。健康づくりの『健康』とは、単に病気やケガが無い状態でなく、身体的・精神的・社会的に良好な状態ということを示している。

取組方針4について、前回の『相談しやすい環境を作る』から、「相談というかたちでなくても、認知症であることを安心して伝えられたり、普段から話し合えたりする、というような表現の方が適しているのではないか」との意見をいただき、『認知症であることや、自分の思いを安心して伝えられるよう力を活かし合う』に修正をした。また、「それぞれの取組方針の主語が分かりづらい」という意見をいただいたため、【目指すまちの姿】の下に『わたしたち一人一人が“今”置かれている状況の中で、それぞれの力を活かし合い、「安心して認知症とともに生きることができる」と思えるまちを共に創っていくための取組の方針です。』と追記した。以上3点が前回の委員会の意見を踏まえ、修正した点となる。

委員長：ここまでの説明で、質問や意見はあるか。無ければ、事務局から第3章以降の説明をお願いします。

事務局：P.7以降の第3章の主な取組みを中心に説明する。取組方針1『認知症とともに生きることについて学び合う』は、『新しい認知症観』の理解の普及を行うために、主な取組みを3つ挙げている。主な取組(1)『認知症の人の声や姿をとおした本人発信の推進』は、本人の声を通して、『新しい認知症観』の普及を促進する。主な取組(2)は、条例の理念や考え方を普及していくことを進めていく必要があるため『条例の考え方の普及・啓発』とした。主な取組(3)は、教育や産業等の多分野で連携して取組みを進めるために、単発的ではなく継続的に学び合

いをしていくことができるよう『継続的な学び合いの機会の創出』とした。

P.8の取組方針2『健康づくりや地域・仲間との繋がりを育む』は、WHOでも定義づけられている、肉体的にも精神的にも社会的にも満たされている状態であり、単に病気が無い状態ではない『健康』の意味として記載している。そのための取組みとして、主な取組(1)『認知症ケアパス(仮)の普及』を挙げている。藤枝市では、認知症ネットワークガイドを作成しており、現在も認知症地域支援推進員を中心に見直しをしている。更新にあたり、認知症の人の声を聴くため、市内の介護事業所へ聞き取りのアンケートを依頼中である。現時点で提出されたアンケートを共有する。〇〇委員が担当している方のアンケートであるため、〇〇委員からこの方のことについてお話いただきたい。

委員：この方は「話したくても言葉が出てこないということを知ってほしい」と切に話していた。書いているときに、漢字が出てこないこともあったが、少しヒントを伝えることで、本人自身で書くことができた。アンケートを記載した後、本人から「スツとした、ホツとした」との声も聴かれたため、書いてもらい良かったと思う。

事務局：主な取組(2)は『認知症の人や家族同士が出会いつながりあう機会の創出』とし、本人や家族等が、早い段階で仲間と出会い、よりよく暮らし続けられるための情報を分かち合えるよう体制を作っていきたいと考えている。

P.9の取組方針3は『認知症になってからも安心して社会参加を続けられるよう力を活かし合う』としている。国の計画の中でも、認知症の人の社会参加の確保を基本施策として定めている。主な取組み(1)『認知症の人の生活におけるバリアフリー化の促進』について、認知症の人の暮らしの中にあるバリアについても、本人の声をきくことでバリアフリー化を推進していきたい。主な取組(2)『認知症になってからも働くことができる多様な機会の創出』、主な取組(3)『介護をしながら働き続けられる環境整備の促進』は認知症になってからも働くことが出来る機会、家族が介護をしながらでも働き続けることができる環境の整備の取組みとしている。

P.10の取組方針4『認知症であることや、自分の思いを安心して伝えられるよう力を活かし合う』の主な取組みとして、主な取組(1)『自分らしい暮らしを考える取組の推進』は、ケアパスの利用等の様々な機会を通して、一人一人がこれからも大切にしたい暮らしや望みなどを、周囲の人にも伝えあえる機会を持てるよう取組を推進する。主な取組(2)は、医療や介護の専門職だけでなく、認知症の人に関わる全ての方が、認知症の人の尊厳と権利を尊重するために、意識の醸成、実践に繋げる取組を進めていきたいと考えている。

成果指標については、事務局でも全体をとおして、検討を進める必要があると考えている。取組方針3の『認知症の人の声をもとにバリアフリー化の取組を行った内容や回数』『家族等の声をもとに仕事と介護の両立について検討した内容や回数』等、初めての取組等もあるため、他分野とどのように取り組んでいくことが出来るのかも併せて検討をしていく予定。

資料3について、「ふじえだ介護福祉ぷらん21」の計画の施策体系を示したものになる。藤枝市認知症施策推進計画(案)と「ふじえだ介護福祉ぷらん21」は重複する内容もあるが、藤枝市認知症施策推進計画(案)は高齢者だけにとどまらず、認知症施策をまちづくりとして、全ての市民に関係するものとして世代や立場を超えた取り組みを加速させるため、策定した

いと考えている。

委員長：3章以降について事務局から説明があり、成果指標について、事務局からも検討の必要性があるとの事だった。例えば P.10 の『意思決定支援について学び合った回数』が増えたことと、意味のある意思決定支援が行われることに繋がった、ということは別物であるが、成果指標としては数量化された方が分かりやすいため、何を成果指標とするのが課題である。また、「ふじえだ介護福祉ぷらん 21」と藤枝市認知症施策推進計画（案）の整合性については今後整理していく必要があるとのことだった。委員の皆さんから意見はあるか。

委員：これまでも藤枝市は様々な認知症施策を行っている。藤枝市認知症施策推進計画（案）は、他の計画との違いや特徴等はあるのか。『新しい認知症観』に立つ、という考え方は、数年前の認知症施策にはなかったと思う。藤枝市認知症施策推進計画（案）は、今までの認知症に関する計画に何がプラスされた計画なのかを市としてははっきり示すことが必要であると思う。主な取組の中で、新しい取組があれば教えていただきたい。またこの藤枝市認知症施策推進計画（案）は、方針と主な取組と KPI で終わりなのか。もう少し細かく取組の中の具体的な内容を記載するのか。これまでの計画は、認知症の人や家族と、その人たちに関わる専門職が取り組む内容が多かったと思う。今回の計画のように、認知症を自分ごととして考えられるように市民の意識を変えていくというのは、認知症を正しく理解して関わる機会が少ない中で、市民の皆様には伝わるのか、「学び合う」がスタートしないと、自分ごととして考えていくことが出来ないのでは無いかと感じた。『新しい認知症観』を普及していく必要があるということをはっきり伝える方が良いと考える。今の内容だと、今までの計画とあまり変わらないような感じがする。社会参加についても、主な取組 3 つのうち 2 つが就労のことであり、地域での関わりなどの社会参加の方がウエイトが高くなってきている状況で、全体的なスタンスが見えにくいと感じた。

委員長：資料 3 基本方針 3 施策の方向性を見たときに、新たに推進計画を作る意味・意義は何かという事でよいのか。

事務局：「ふじえだ介護福祉ぷらん 21」との違いについて、認知症の人や高齢者と接する機会の少ない世代や立場の人にも『新しい認知症観』を知ってもらい、共創によりまちづくりを進めていくためにも、「ふじえだ介護福祉ぷらん 21」には収まりきらないと判断している。

委員：「ふじえだ介護福祉ぷらん 21」に収まらないことが何かを、はっきり示すことが出来ると良いと考える。医療的な視点はあまりないように感じるが、予防的な取組は除くようなスタンスでいるのか、何を差別化して特徴にしているのかを語れないと、この計画を読む人にとっては、取り組むまでに至らない計画になってしまうと思われる。

事務局：この計画は、共生社会の実現を目的とするものであり、誰もが認知症になってからも希望をもって自分らしく暮らし続けることができるためのまちづくりを進めていくために必要な取組を行いたいと考えている。

委員：そのことを、この計画を読んだ人が理解できるように、伝えていくことが重要であるとする。

委員長：今の事務局の話によると、P.2『国の動向について』の認知症基本法の主なポイントの『⑦教育、地域づくり、雇用、保険、医療、福祉その他関連分野における総合的な取組を行うこと』等が従来の計画と異なる点であると考えられる。このような特徴がしっかりと見える形で、計画を作っていくことで、「ふじえだ介護福祉ぷらん 21」との違いも明確化されるのではないかと

と考えられる。

委員：藤枝市認知症施策推進計画（案）は、様々な計画と連動性を持ちながら推進していくものであるなかで、ワークショップに参加した若者が「謝らないといけない社会であることが辛い」と話していた。認知症の人がすごく謝っているように見えている社会は共生社会なのか、と考えなくてはならない。認知症があっても無くても、誰もが活躍でき、力を発揮して支え合えるような地域づくりを進めていくということを発信していかないと、ワークショップを開催した意義を感じられない。

WHOは認知症になるリスク12をはっきり出しているのも、それに関連した評価項目を挙げ、例えば糖尿病になるのを防ぐというようなものも評価指標として出せるものであると思う。また、重症化予防、意思決定も含めたじりつ（自立・自律）支援などの予防的観点も健康づくりに落とし込んだ方が連携していくのに分かりやすいのではないかと感じた。

委員長：共生社会の実現を推進するための認知症基本法と言う事で、様々な立場の人がそれぞれの力を活かしていくことができる社会の実現を最終的に目標にしていることを打ち出せばよいのではないかと。もう1つは「健康」最近の言葉だとウェルビーイング、病気が無いとかではなく、その方の置かれた状況において様々な側面で満足できている良い状態を維持できていることが大切であるということという面では、意思決定支援も本人のウェルビーイングに寄与する活動になると良いのではないかと、という事でよい。

委員：認知症の人の思いとして、外に出たいという思いがある。警察からすると、認知症の人が外に出るなんて「とんでもない」と思ってしまうところもある。歩いていける範囲であれば、認知症見守りネットワークもあり、把握や対応もできるが、認知症と診断される前の人が、車に乗って出かけて命を落とすケースも半分くらいある。その人達の外へ出たい思いと、外出に対してのリスクを考えた時の兼ね合いが難しいと感じる。認知症かもしれない方たちも早期に認知症だと気づけるように、教育することも必要であると感じる。警察が本人と会っても、認知症かどうか分からない。最近「徘徊」という言葉を使用しない等変わってきているが、切り替わっていないこともまだある。現場サイドでの対応に困ることもあるので、二次元バーコードで管理している自治体もあると思う。市民全体に協力を得て対応できるようにしたい。認知症かどうか、一般の人から見て判断するのが難しいところはあるが、やはり理解を深めていくための取組が重要であると感じる。

委員長：現実問題としては、本人の思いを大切にすることがリスクを高める側面もあると思われるため、社会としてどのように対応していけば良いのかを考える必要がある。もう一方で、外に出て行っても、周りの人が気軽に声をかけてくれるような関係性が地域の中で出来てくることが理想としてはあるため、その二つのバランスをどうとっていくのかということがこれからの私たちの社会に試されていると思う。

副委員長：認知症ではないかと思ひ受診する人は、年相応の物忘れであり、認知症ではないことも多い。また家族が本人の変化を理解していることもあれば、受け入れられないこともある。運転について、認知症の人の意向を尊重することも大切であるが、事故をするとその人が責められる。そのあたりをどのように整合性をとっていくのかは、医師の立場からしても難しい。どこから手を付けてよいのかも難しいが、健康管理の問題まで行くと、範囲が広すぎてこの計画だけでどうできる問題でも無いため、“認知症予防”よりも、“認知症になってからもどう自分らし

く暮らしていくか”に絞った方が良いと思う。

委員長：課題がたくさんあり、課題を挙げ始めるときりが無いと思う。どう解決できるのかと考えるためにも共生社会をつくるのが大切になると思う。そういう中で、本当に現実的に対応しなければならない課題もあるので、役割分担みたいなことも明確にできると良いと思う。

委員：昨年度から『新しい認知症観』がしっくりきていなかったが、共創のまちづくりの動画や、本日の中学生の感想にもあったように、認知症の人と触れ合うことで、普通に話せるしこんなこともできるんだ、と覚えることが『新しい認知症観』なんだと感じた。小さい時からの生活習慣が65歳以上で関わることも感じているため、健康で生きる事も大事で嬉しいことであるということも無くしてほしくないし、どんな疾患があってもお互い理解しようとすることも、素晴らしい発信であると思うので、体系に組み込めると良いと思う。

委員長：取組方針4の『認知症であることや、自分の思いを安心して伝えられるよう力を活かし合う』は、おそらく認知症の人でも認知症でない人も一緒に過ごすなどを実現したいということだと思う。また、健康寿命という意味での健康も大切であるし、そうで無くなった時の健康も両方大切であると思う。

委員：専門的な事は分からないが、認知症の人と実際に畑で触れ合ったりする中で、自分の中の認知症の人への考えが変わってきたことを感じる。他の企業でも、認知症の人と一緒に活動をする中で、ともに生きるということに意識が変わっていくのではないかなと思う。

委員長：成果指標として、「話し合う、勉強し合う」ではなく、『一緒に過ごす』を入れても良いのではないかな。他に意見が無いようであれば、議事としてはこれで終了とします。

事務局：次回の委員会について日程調整をさせていただきます。

⇒第6回委員会 日時：令和7年6月24日（火） 10時～11時30分

場所：藤枝市民会館 2階会議室